

参照条文

1 事務所又はインターネットの利用による公表を義務付けている例

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（説明書類の縦覧）

第四十六条の四（平成二十七年法律第三十二号による改正前）

金融商品取引業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これをすべての営業所又は事務所に備え置いて公衆の縦覧に供しなければならない。



第四十六条の四（平成二十七年法律第三十二号による改正後）

金融商品取引業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを記載した説明書類を作成し、毎事業年度経過後政令で定める期間を経過した日から一年間、これを全ての営業所若しくは事務所に備え置いて公衆の縦覧に供し、又は内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第九十八条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～五 （略）

六 第四十六条の四、第四十七条の三、第五十七条の四、第五十七条の十六、第六十三条第六項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の四第三項（第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）、第六十六条の十七第二項又は第六十六条の十八の規定による説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供せず、かつ、これらの規定による公表をせず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供し、若しくは虚偽の公表をした者

六の二～十八 （略）

○金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

（説明書類の縦覧）

第七十四条の二 法第四十六条の四の規定により金融商品取引業者が説明書類をインターネットの利用その他の方法により公表する場合には、投資者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成二十五年法律第九十六号）

（相手方による公表）

第二十七条 相手方は、簡易確定手続申立団体の求めがあるときは、遅滞なく、インターネットの利用、営業所その他の場所において公衆に見やすいように掲示する方法その他これらに類する方法により、届出期間中、第二十二条第一項各号に掲げる事項（同項第三号又は第四号に掲げる事項に変更があったときは、変更後の当該各号に掲げる事項）を公表しなければならぬ。

※ 刑事罰、過料罰の適用はなし

2 事務所及びインターネットの公表を義務付けている例

○ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則

（平成十四年総務省令第六十四号）

第27条

3 支援機関は、番号単価を算定した場合は、適格電気通信事業者及び各接続電気通信事業者等（第二十五条第一項各号に掲げる事項を記載した書類を支援機関に提出した場合に限る。）にその旨を通知するほか、速やかに、支援機関の主たる事務所において公衆の見やすいように掲示するとともに、インターネットを利用することにより、当該番号単価が適用される間、これを公表しなければならない。

※ 罰則、過料の適用はなし

○金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）

（令和二年法律第五十号改正後）

（標識の掲示等）

第二十条 金融サービス仲介業者は、金融サービス仲介業務を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

2 金融サービス仲介業者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により金融サービス仲介業務を行う場合にあっては、インターネットを利用する方法その他の内閣府令で定める方法により商号、名称又は氏名、行う業務の種類その他内閣府令で定める事項を公表しなければならない。

3 （略）

第九十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第二十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

三～九 (略)

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令

第二十五条 法第二十条第一項に規定する内閣府令で定める様式は、別紙様式第四号に定める様式とする。

2 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

3 法第二十条第二項に定める事項は、次の掲げる事項とする

一 法第十四条第一項第二号の登録番号

二 加入している認定金融サービス仲介業協会の名称（認定金融サービス仲介業協会に加入しない場合にあつては、その旨）

3 事務所要件と結びつけず、インターネットの利用その他の適切な方法とされている例

○ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

（銀行による基準の作成等）

第五十二条の六十一の十一

銀行は、前条第一項の契約を締結するに当たつて電子決済等代行業者に求める事項の基準を作成し、内閣府令で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

2・3 (略)

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

（銀行による基準の公表方法）

第三十四条の六十四の十八 銀行は、法第五十二条の六十一の十一第一項に規定する基準を、インターネットの利用その他の適切な方法により、電子決済等代行業者及び電子決済等代行業者の利用者が常に容易に閲覧することができるよう公表しなければならない。

※ 罰則，過料の適用はなし

○ 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）

（弁理士に関する情報の公表）

第七十七条の二 経済産業大臣及び日本弁理士会は、それぞれの保有する弁理士に関する情報のうち、弁理士に事務を依頼しようとする者がその選択を適切に行うために特に必要なものとして弁理士の個人情報の保護の必要性を考慮して経済産業省令で定めるものについて、公表するものとする。

2 前項の公表の方法及び手続については、経済産業省令で定める。

3 (略)

○弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）

第三十五条 法第七十七条の二第二項に規定する経済産業省令で定める公表の方法は、前条各号に掲げる事項を、日本弁理士会がインターネットの利用その他適切な手段により一般に公表する方法とする。

2 (略)